

視察報告書

平成30年 7月10日

倉吉市議会議長 様

倉吉市議会

議員 福谷 直美 印

政務活動費により行政視察を実施しましたので、次のとおり報告します。

記

1 視察期間	平成30年 7月 4日(水) から平成30年 7月 6日(金) まで		
2 視察先	(1) 東京都町田市	7 / 4(水)	14:30~16:00
	(2) 北海道札幌市	7 / 5(木)	15:00~16:30
	(3) 北海道美唄市	7 / 6(金)	9:30~11:00

3 視察議員名	丸田 克孝、藤井 隆弘、大津 昌克、福谷 直美、大月 悦子		

4 面会者	(1) 東京都町田市	町田市議会議長 若林章喜氏、同市議会事務局長 古谷健司氏 同市議会事務局調査法制担当課長 佐藤安弘氏	
	(2) 北海道札幌市	札幌芸術の森美術館館長 佐藤友哉氏、同副館長 中村淳一氏	
	(3) 北海道美唄市	議会事務局次長 門田昌之氏、保健福祉部健康推進課長、 同健康推進係長 望月志帆氏	

5 視察目的	(1) 町田市	「議会改革」	
	(2) 札幌市	「美術館の運営」	
	(3) 美唄市	「受動喫煙防止条例」	

6 視察の経過及び感想	別紙 会派くらよし・アイズ、草の根、つばき、倉吉自民共同「行政 視察報告書」参照		

7 添付書類	(1) 面会者名刺一覧		
	(2) 視察先提供資料		

要した経費： 合計

円

視察報告書

平成30年 7月10日

倉吉市議会議長 様

倉吉市議会

(代表) 議員 丸田 克孝 印

次のとおり行政視察・調査を行ったので、その結果を報告します。

記

1 視察期間	平成30年 7月 4日(水) から平成30年 7月 6日(金) まで		
2 視察先	(1) 東京都町田市	7 / 4(水)	14:30~16:00
	(2) 北海道札幌市	7 / 5(木)	15:00~16:30
	(3) 北海道美唄市	7 / 6(金)	9:30~11:00

3 視察議員名	丸田 克孝、藤井 隆弘、大津 昌克、福谷 直美、大月 悦子		

4 面会者	(1) 東京都町田市	町田市議会議長 若林章喜氏、同市議会事務局長 古谷健司氏 同市議会事務局調査法制担当課長 佐藤安弘氏	
	(2) 北海道札幌市	札幌芸術の森美術館館長 佐藤友哉氏、同副館長 中村淳一氏	
	(3) 北海道美唄市	議会事務局次長 門田昌之氏、保健福祉部健康推進課長、 同健康推進係長 望月志帆氏	

5 視察目的	(1) 町田市	「議会改革」	
	(2) 札幌市	「美術館の運営」	
	(3) 美唄市	「受動喫煙防止条例」	

6 視察の経過及び感想	別紙 会派くらよし・アイズ、草の根、つばき、倉吉自民共同「行政 視察報告書」参照		

7 添付書類	(1) 面会者名刺一覧		
	(2) 視察先提供資料		

要した経費： 4人合計

円

会派くらし・アイズ、草の根、つばき、倉吉自民共同「行政視察報告書」
(視察・調査の経過及び感想)

日 時 平成30/7/4(水)～7/6(金)
議 員 丸田克孝、藤井隆弘、大津昌克、福谷直美
大月悦子

1. 視察・調査の経過及び感想について

(1) 東京都町田市 7/4(水) 14:30～16:00
「議会改革」について

JR町田駅で町田市議会事務局佐藤安弘氏の迎えを受ける。町田市の車で市役所へ。視察会場で町田市議会議長 若林章喜氏、同議会事務局長 古谷健司氏とあいさつ。若林議長は40代半ばであったが、5期目で東京都市議会議長会会長も務めておられる。若林議長より歓迎のあいさつの後、古谷氏より「議会改革の取組」について説明を受ける。



町田市は、多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地し、面積は71.80平方kmである。昭和33年2月1日に人口61105人であったが、交通の要衝、商都として繁栄し、現在では人口約43万人となっている。市内には多くの大学もあり、若者が集まる活気のある元気なまちとなっている。

「議会改革の取組」については、プレゼンと資料により56項目の内容があった。そのうち、説明のあったもの・質疑をしたもの等について取り上げる。



- 1) 傍聴規則の傍聴人受付簿の廃止 (H10)
- 3) 手話通訳者の派遣 (H12)
- 6) 傍聴者の資料設置 (H13) 本議会4セット、委員会2セット
- 9) 請願書の提出の押印廃止 (H14)
- 12) インターネットによる議会中継の開始 (H15)
- 17) 町田市市政に係る重要な計画等及び基本条例等を議会に報告する時期を決定 (H21)
- 18) 請願者の意見陳述を開始 (H21)
- 19) 各常任委員会による市民団体等との懇談会を活性化させる (H22～) 年間4～6団体
- 23) 「市議会を開きます」を掲出 (H22)
- 24) 「町田市議会を傍聴しに行こう」を配布 (H22)
- 27) ホームページ上に「議案のカルテ」を掲載 (H23)
- 32) 議員間討議を、委員会の請願審査に導入する (H24)
- 35) 代表質疑については、平成27年3月定例から導入する。
- 36) 市庁舎内ワンストップロビーでの本議会生中継の開始と傍聴を促す庁内放送の開始
- 40) 傍聴者の資料設置 (2) 8セット
- 44) タブレットの議会導入試行等を決定 (H27)
- 45) 手話通訳者、要約筆記者の派遣を予算計上する (平成28年度予算から)
- 47) 町田市議会だよりをスーパーにも設置し配布することを開始
- 48) インターネット中継画面に、議案等の議案等のPDFファイルを表示する (H28)
- 51) タブレットの議会導入を決定
- 56) 高校生と町田市議会議員の意見交換会を開催 (H29)



大切にしたいのは市民に市議会への関心を持っていただくこと。市民意識調査によると「関心がある」7.7%、「まあまあ関心がある」28.0%(平成29年)で年々低下している。
・「請願」についての説明が多いが? 市民の意見反映として請願が大切(意見陳述等)
・市議会議員選挙の状況は? 定員36名に対し50名程度は立候補がある

- ・傍聴者 本議会:年間600～900名、委員会:年間200名
親子傍聴室も設置している
- ・スマートフォンやタブレット端末でも議会中継が視聴できるようになっている
- ・新聞購読が6割弱で、折り込みでは4割の市民に市議会だよりを配れない状態。
- ・選挙の投票率は40%強である。

説明・質疑の間、若林議長も同席して対応いただいた。

(2) 北海道札幌市 7/5(木) 15:00～16:30

札幌芸術の森美術館 「美術館の運営」について

地下鉄真駒内駅からバスで視察地へ。約束の時間まで視察先に隣接した芸術の森センター内にあるレストラン「ごちそうキッチン 畑のはる」で昼食。北海道の旬の野菜と昔ながらの和食やデザートのあるビュッフェで、窓の外には7.5ha（東京ドーム1.6個分）の野外美術館の景色が楽しめた。



徒歩で視察先の札幌芸術の森美術館へ。館長の佐藤知哉氏と副館長の中村淳一氏とあいさつ。その後、札幌芸術の森の概要と運営について説明を受ける。



札幌芸術の森美術館は、公益財団法人札幌市芸術文化財団として札幌市の指定管理者（非公募、1期5年間で現在は4期目の1年目）である。開園後32年を経過、年間入場者数は43万から50万人を数える。芸術の森建設計画は、3期15年（昭和59年～平成11年）で総事業費は約142億円、計画面積は40haで都市公園（特殊公園）として整備し、オープンは昭和61年7月である。

目指す3つの機能として①制作・研修機能（クラフト、木工、版画、染色、織、陶芸の工房、陶芸窯、アートホール、アトリエ）②情報・交流機能③鑑賞・発表機能（野外美術館、札幌芸術の森美術館、工芸館展示ホール、アートホール、野外ステージ）であり、一般市民が鑑賞・制作・練習・発表できる機能、札幌交響楽団の練習拠点、札幌国際芸術祭の会場となっている。



敷地内には野外美術館がある。7.5haの丘陵地に65作家74点の彫刻作品を展示している。グスタフ・ヴィーゲランの作品を本国のルウエー以外で見えるのはここだけである。野外美術館開設ボランティアによる作品開解説内を毎日実施（スタッフ31名）。冬場の積雪期には、かんじきを履いて散策を楽しめる。

札幌芸術の森美術館は開館平成2年9月、建築面積は2300㎡、工事費13億（建築10億、外構3億）、展示室面積は850㎡、収蔵作品数は1571点である。地元テレビ局や新聞社と実行委員会を構成し、年間5～6本の展覧会を開催している。札幌、北海道にゆかりのある作家の作品及び国内外の近現代美術などを収集の核としている。野外美術館、佐藤忠良子どもアトリエとの連携、札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館などの施設運営をしていることを活かした事業を行っている。工芸館の展示ホールで、日用に使用できるクラフト作品の展示も年間5～6本開催している。



子どもの美術体験事業「ハロー!ミュージアム」を札幌市内の小学5年生を対象に、札幌市の補助事業として対話型鑑賞事業を行っている。平成29年度は199校、14354人が参加。協力員は37名登録している。チャーターバスまたは公共交通機関の経費を美術館が負担（札幌市補助事業）

- ・運営にあたって大変なことは？ 冬場は雪が1メートル以上積もるので除雪など大変。また、展示期間なども限定される。
 - ・展示室は1カ所？ 特別展を行っている間は常設展示はできない。バランスが難しい。
- 説明・質疑の後、中村副館長の案内で開催中の「陶・創造者たち」展（美術館）、「陶芸～新しい態とかたち」展（工芸館）等を見学した。

(3) 北海道美唄市 7/6(木) 9:30~11:00

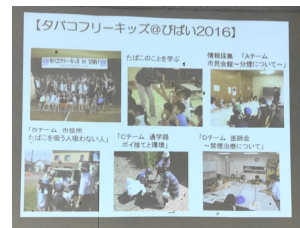
「受動喫煙防止条例」について

JR美唄駅で下車、徒歩で美唄市役所へ。視察会場で美唄市議会議会事務局次長 門田昌之氏、同保健福祉部健康推進課長、同健康推進係長 望月志帆氏の出迎えを受ける。あいさつの後、美唄市の概要及び受動喫煙防止条例を含む美唄市の健康づくりの説明を受ける。



美唄市は、市制施行昭和25年4月1日で総面積277.69平方km、人口は21987人（人口ピーク時の昭和31年には92150人）である。高齢化率は42%、自主財源は一般会計のうち13%程である。主な産業は農業で、米、ハスカップ、アスパラなどの栽培が盛ん。かつては石炭産業が栄え、三井・三菱系の炭鉱が稼働し、映画も東京で上映された後は札幌ではなく美唄市に先に来ていた程であった。

美唄市の健康づくりについて。小学校区を基盤とした地域主体の健康づくりを目指し、保健センター所長（小児科医師）、健康推進課長（センター次長兼務）、健康推進係長（保健師）を中核に、保健推進員、食生活改善推進員、運動推進員で構成する。「びばいヘルシーライフ21第2期」に基づき保健活動を実施している。健康づくりの6つの領域は、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・メンタルヘルス、飲酒、**喫煙**、歯・口腔の健康である。



受動喫煙防止条例制定までには、美唄市医師会からの要望（H21）、「びばいヘルシーライフ21第2期策定（H25）、ガイドライン策定（H27）、市民検討委員会の設置（5回）、条例案上程・議決（H27.12）」という経過をたどった。その間、市民検討委員会で参考人招致（2回：講話）をしたり、意識調査の結果の検討なども行った。

条例は12条からなり、第8条に、受動喫煙防止対策として①第1種施設（学校、病院、福祉施設等）の敷地内禁煙、②第2種施設（店舗、金融機関等）の施設内禁煙または分煙措置、第9条に①未成年者が喫煙可能区域に立ち入らないようにする規定②登下校時の路上や子どもが遊ぶ公園などに受動喫煙防止に配慮する規定などを入れている。

制定後の取組としては、環境整備として①ステッカー・パンフレット等の作成②学校校門100mに看板設置③広報紙への連載、周知啓発として①医師会との共済の講演会開催、保健推進員による町内会回覧③地域での健康教育④成人式での受動喫煙アンケート・啓発、未成年への喫煙防止教育として①医師会・保健師による喫煙防止教育②「タバコフリーキッズ@びばい」の開催等を行っている。

市民・事業所の意識調査の結果、市民では対策の理解が80.5%から84.4%へ、事業所では認知度・理解・防止対策の取り組みとも向上している。また、特定健診受診者における妊娠期の喫煙率（妊婦と夫）、4か月児を持つ保護者（父親と母親）の喫煙率とも減少している。



- ・喫煙者との関係は？ 喫煙者を排除することではない。受動喫煙防止という観点が大切。
- ・子どもや妊婦を守ることが重要では？ そのとおり。子どもからの訴えが効果がある。
- ・国などの動きによって条例を変えることがあるのか？ 市の特性もあるが、柔軟に対応。

2. 視察・調査を終えて

「視察・調査の経過及び感想について」に載せたことはもちろん、他にも沢山のことを学ばせて頂きました。交通事情による時間変更にも快く対応していただいた町田市の皆様をはじめ、到着から出発まで「おもてなし」の心で細やかな心配りでわれわれのために対応して頂いた関係者の皆様に感謝いたします。

議会改革・行政改革、鳥取県立美術館開館に向けての美術館運営のあり方、健康増進のまちづくりのための受動喫煙防止など喫煙の課題につながる充実した視察となりました。

視察を通して本市に還元できることを取り入れ、市民の皆さんにお役に立てるよう精進いたします。ありがとうございました。